

伊勢原市補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第76条に規定する補装具費の支給において、伊勢原市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年伊勢原市規則第35号）第31条第2項の規定による補装具費支給券の交付を受けた障害者又は障害児の保護者（以下「補装具費支給対象障害者等」という。）に代わり補装具費を受領することができる補装具業者（以下「補装具費代理受領事業者」という。）の登録等について、必要な事項を定めるものとする。

(補装具費代理受領事業者の登録及び情報提供)

第2条 補装具費代理受領事業者の登録は、補装具の販売、貸与又は修理を行う補装具業者の申請により、市長が事業所ごとに行うものとする。

2 市長は、前項の規定により登録する補装具費代理受領事業者に係る情報のうち、次に掲げるものを補装具費支給対象障害者等に提供するものとする。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 取り扱う補装具の種類
- (3) その他市長が必要と認める事項

(登録の申請)

第3条 前条第1項の登録を受けようとするものは、伊勢原市補装具業者登録申請書（第1号様式）に必要書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(登録の通知)

第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、補装具費代理受領事業者として登録するかどうかを決定し、登録したときは伊勢原市補装具業者登録通知書（第2号様式）により、登録しないときはその理由を示して、当該申請を行ったものに通知するものとする。

(登録事項の変更等の届出)

第5条 前条の規定により補装具費代理受領事業者として登録された補装具業者（以下「登録事業者」という。）は、登録事項に変更が生じたときは、速やかに伊勢原市補装具業者登録変更届出書（第3号様式）に当該変更の内容を証する書類を添えて市長に届け出なければならない。

2 登録事業者は、登録に係る事業を廃止し、休止し、又は再開したときは、遅滞なく伊勢原市補装具業者事業廃止（休止・再開）届出書（第4号様式）により市長に届け出なければならない。

(報告等)

第6条 市長は、補装具費の支給に関して必要があると認めるときは、登録事業者又はその従業者に対して、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は市の職員に調査させることができる。

(登録の取消し)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該登録事業者に係る登録を取り

消すことができる。

- (1) 補装具費の請求に関し不正があったとき。
- (2) 補装具業者が不正の手段により、第2条第1項の登録を受けたとき。
- (3) 登録事業者が前条の規定により報告又は帳簿書類等の提出若しくは提示を命じられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

(補装具費の代理受領)

第8条 市長は、補装具費支給対象障害者等からの代理受領に係る補装具支払請求書兼委任状(第5号様式)による委任に基づき、補装具費として当該補装具費支給対象障害者等に支給されるべき額の限度において、当該補装具費支給対象障害者等に代わり、登録事業者を支払うことができる。

- 2 前項の規定による支払があったときは、補装具費支給対象障害者等に対し補装具費の支給があったものとみなす。
- 3 登録事業者は、第1項の規定により、補装具費支給対象障害者等に代わって補装具費の支払を受ける場合は、当該補装具を提供した際に、当該補装具費支給対象障害者等から当該補装具の購入費用の一部として利用者負担額の支払を受けるものとする。
- 4 登録事業者は、前項の利用者負担額の支払を受けるときは、当該支払をした補装具費支給対象障害者等に対し、領収証を交付しなければならない。

(請求)

第9条 登録事業者は、第8条の規定に基づき補装具費支給対象障害者等に代わって市長に対して補装具費を請求する場合には、請求書に補装具費受領委任状及び補装具費支給券を添えて請求しなければならない。

(不正利得の返還請求等)

第10条 市長は、補装具費支給対象障害者等又は登録事業者が、偽りその他の不正の手段によって補装具費の支給を受けたとき又は関係法令等の規定に違反したときは、当該支給額の全部又は一部の返還を求めることができる。

(登録期間)

第11条 登録の有効期間は、当該登録を行った日の属する年度末までとする。ただし、有効期間が満了する日の1月前までに市長又は登録事業者から特段の意思表示がない場合は、有効期間が満了する日において、その翌日から起算して1年間登録を更新したものとみなすことができる。

(関係帳簿等の保存)

第12条 登録事業者は、補装具費の代理受領に係る帳簿及び関係書類を5年間保存しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成29年2月24日告示第11号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年10月4日告示第114号）

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に提出を受けているこの告示による改正前の伊勢原市補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱第5号様式に定める代理受領に係る補装具費支払請求書兼委任状は、この告示による改正後の伊勢原市補装具の代理受領に係る補装具業者の登録に関する要綱第5号様式に定める代理受領に係る補装具費支払請求書兼委任状とみなす。

伊勢原市補装具業者登録申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

所在地
事業者名称
代表者氏名

㊞

補装具費代理受領事業者として登録を受けたいので、伊勢原市補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱第3条の規定に基づき、必要書類を添えて申請します。

| | | | |
|--|-------------------------------|--------|------------------------------|
| フリガナ | | | |
| 事業所名称 | | | |
| フリガナ | | | |
| 代表者の氏名 (事業所) | | | |
| 事業所の所在地 | (〒 -) | | |
| 連絡先 | 電話番号 | | FAX 番号 |
| 取扱補装具種目 <small>(取扱をする種目の左に ○印を記入してください)</small> | 骨格構造義肢 | 眼鏡 | 歩行器 |
| | 殻構造義肢 | 補聴器 | 頭部保持具 |
| | 装具 | 車いす | 排便補助具 |
| | 座位保持装置 | 電動車いす | 歩行補助つえ |
| | 盲人安全つえ | 座位保持いす | 重度障害者用意思伝達装置 |
| | 義眼 | 起立保持具 | |
| 日常生活用具給付事業の事業所登録 | <input type="checkbox"/> 登録済み | | <input type="checkbox"/> 未登録 |

添付書類

- 1 口座振込(変更)依頼書(兼受領委任状)【付表1】
- 2 申請者の定款、寄付行為等及びその登記簿謄本又は条例等
- 3 会社概要及び事業経歴書

※伊勢原市地域生活支援事業(日常生活用具給付事業)の事業所登録をしている事業所については、上記の添付書類は、省略できます。

年 月 日

様

伊勢原市長



伊勢原市補装具業者登録通知書

年 月 日付けで申請があった、伊勢原市補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱第4条の規定に基づく登録について、次のとおり完了しましたので通知します。

1 事業者に関する登録

(1) 名 称

(2) 代表者

(3) 所在地

2 事業所に関する登録

(1) 名 称

(2) 代表者

(3) 所在地

(4) 連絡先

3 取扱補装具の種目

伊勢原市補装具業者登録変更届出書

年 月 日

伊勢原市長 殿

所在地

事業者名称

代表者氏名

㊟

次のとおり、登録内容に変更が生じたので、伊勢原市補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱第5条の規定に基づき届け出ます。

届出事項（該当する事項の番号を○で囲む）

1 事業者に関する変更

(1) 所在地 (2) 名称 (3) 代表者氏名

2 事業所に関する変更

(1) 所在地 (2) 名称 (3) 代表者氏名 (4) 連絡先 (5) 取扱補装具の種目

※事業者に関する変更については、口座振込（変更）依頼書（兼受領委任状）【付表1】及び申請者の定款、寄付行為等及びその登記簿謄本又は条例等の添付が必要です。

| 事項 | 変更前 | 変更後 | 変更日 | 備考 |
|----|-----|-----|-----|----|
| | | | | |

第4号様式（第5条関係）

伊勢原市補装具業者事業廃止(休止・再開)届出書

年 月 日

伊勢原市長 殿

所在地

事業者名称

代表者氏名

㊟

次のとおり、登録の廃止（休止・再開）をしたいので、伊勢原市補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱第6条の規定に基づき届け出ます。

理 由

代理受領に係る補装具費支払請求書兼委任状

伊勢原市長 殿

年 月 日付け伊勢原市指令()第 号で支給決定を受けた次の補装具の引渡しを受け、次のとおり利用者負担額を支払いましたので、補装具費の支払いを請求します。なお、その受領の権限を次の事業者に委託します。

| | | |
|-----------------------------|---------|---|
| 受給者氏名 | | |
| 補装具の名称 | | |
| 借 受 け | 完成用部品名称 | |
| | 借受け期間 | |
| 補装具価格（基準額） | | 円 |
| ※差額自己負担等、補装具費の対象とならないものは除く。 | | |
| 利用者負担額 | | 円 |
| 補装具費請求額 | | 円 |

年 月 日

住所 _____
 請求者兼委任者 _____
 (障害者又は障 氏名 _____ 印
 害児の保護者) _____
 児童氏名 _____

上記の受領の権限を受任しました。なお、支払いについては、登録の口座に振り込んでください。

年 月 日

住所 _____
 受任者 _____
 (事業者) 名称 _____
 代表者氏名 _____ 印

| | | | | |
|------|-------|--|-----|--|
| 振込情報 | 金融機関 | | 支店名 | |
| | 口座番号 | | | |
| | 口座名義人 | | | |

